

町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部
を改正する条例

町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成２７
年３月町田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（指定介護予防支援の業務の委託） 第１５条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則<u>第１４０条の６６第１号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （２）～（４）略	（指定介護予防支援の業務の委託） 第１５条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則<u>第１４０条の６６第１号ロ（２）</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （２）～（４）略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。